

令和2年5月28日

保護者の皆さまへ

帯広児童養育センター

所長 藤原 敦美

新型コロナウイルス感染症防止 道の「緊急事態宣言」解除を受けて

6月からの療育について

5月25日で道の「緊急事態宣言」が解除され、小学校の授業も再開されます。

新型コロナウイルス感染症は、終息したわけではありません。経済を動かすことを考え、第3波・第4波を想定しながらの解除です。予防対策は、継続しなければなりません。

「新しい生活様式」に添って、日常を送ることになります。

これまで療育は継続してきましたが、保護者の方には、検温や玄関先でお子さんの送り迎え等で、大変ご協力頂き、感謝致します。

6月1日より、通常の療育に戻します。（保護者の方にも、入室して頂きます）

ただし、予防対策は継続しますので、下記のこと引き続きお願いします。

記

○**検温と記録**：各ご家庭で、親子の朝晩の検温し、実績記録表に同封されている検温記録表に記載

※夜か朝、親子のどちらかが37.5℃以上の体温や、咳・息苦しさのある場合は、お休み下さい。

○**登所時の消毒**：玄関先にある消毒液で、親子とも手の消毒をして各部屋に入室

○**保護者の方のマスク着用**：飛沫感染防止のため、マスクを使用

※職員やお子さんのマスク着用は、活動によっては息苦しさもあり、取り外すことがあります。

○**換気による寒暖差**：こまめな換気が必要なため、気温が低い時は、調整の出来る服装を